



わったー まちのドクター紹介

～特定健診実施医療機関～

第3回

※下記の病院では、特定健診が受けられます。

しらかわ内科 新垣 民樹 先生

アラカキ タミキ
出身地：那覇市
血液型：O型
座右の銘：日々、是、新たなり
趣味：水彩画を描く事
好きな食べ物：海産物(刺身、魚介類)



新垣先生に聞きました。Q&A

Q：なぜ医者になろうと思ったのですか？

A：高校時代、仲のいいクラスメイトが、医学部を目指して頑張っていました。優秀な仲間刺激され、私も医者を目指しました。

Q：診察の際に、心がけていることはありますか？

A：患者さんの話を親身になって聞くように心がけています。

Q：先生の健康法を教えてください

A：特別なことはしていません。ただ、「～するべき」、「～であらねばならない」という堅苦しいものでなく、

物事を穏やかに受け止める、いい意味での「テーグー主義」を信条としています。

Q：先生から西原町の皆さまへ、ひと言お願いします。
A：天より与えられた寿命をきちんと生き、良き人生であったと思えるように、医療を通してお手伝いできればいいな、と思っています。死生観が共有できたらもっといいですね。

インタビューを終えて……

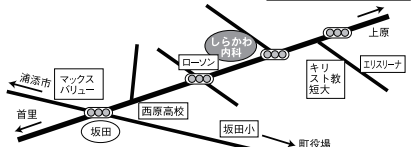
医療(技術も含め)を取り巻く環境や、医療従事者の意識などについて熱く語る先生と、それをしっかり支えるスタッフの姿が印象的でした。

■診療科目：内科・訪問診療

しらかわ内科

■休診日：日・祝祭日/木・土の午後

TEL 944-3550



父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されるようになりました!

◎ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月分から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになりました。

◎児童扶養手当を受給するためにはお住まいの市町村への申請が必要です。

◎平成22年11月30日までに手続きをしてください。

●11月30日を過ぎると、申請した月の翌月分からの支給になります。 ●支給は12月以降になります。

申請開始日は？

◆平成22年7月1日 ※すべての書類が揃ってから申請になります。(申請の際は調書の記入に時間がかかります。)

支給要件は？

◆次の①～⑤のいずれかに該当する子ども(来月の3月31日時点で18歳以下の者、または心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳以下の者)について、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合。
①父母が婚姻を解消した子ども
②母が死亡した子ども
③母が一定程度の障害の状態にある子ども
④母の生死が明らかでない子ども
⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

次のような場合は、手当を受けることができません

- ①公的年金をうけることができるとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)
- ②子どもが母に支給される公的年金(障害年金など)の加算の対象となっているとき
- ③子どもが労働基準法の規定による遺族補償を受けることができるとき
- ④子どもが日本国内に住所を有しないとき

手当額(月額)は？

◆受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数及び、受給資格者及び同居する扶養義務者の所得等により決められます。 ※所得状況によっては、全額支給停止もあります。
○児童1人の場合 全部支給：41,720円 一部支給：41,710円～9,850円
○児童2人以上の加算額 2人目：5,000円 3人目以降1人につき：3,000円

申請手続きに必要なものは？

(すべての書類が揃ってから申請になります。必要書類の確認は、福祉課・児童扶養手当担当へお問い合わせください。)

- ①戸籍謄本(父及び対象児童のもので、離婚等支給要件に至った日付が確認できるもの) 本籍地の市町村役場での発行で1ヶ月以内のもの
- ②印鑑(シャチハタ印では受付できません)
- ③年金手帳
- ④預金通帳(申請者名義で郵便局以外のもの)
- ⑤保険証
- ⑥平成22年1月1日に西原町に住所がない場合:平成22年度所得証明書(H22.1.1に住んでいる市町村役場で発行)
- ⑦子どもの母が近くに居住している場合:父子で生活していることの申立書(指定様式あり)
- ⑧その他 支給要件によって提出する書類が異なります。

(事実婚姻解消申立書・障害認定診断書・生死が明らかでないことの証明・遺棄証明書・拘禁証明書等)
○平成22年11月30日までに申請いただく、「8月分」または「支給要件に該当した日の翌月分」のいずれか遅い月分から支給されます。

お問い合わせ/福祉部 福祉課 子育て支援係 児童扶養手当担当 ☎945-5311(内線122)

西原町国民健康保険収納対策緊急プラン 平成22年6月10日改正

1 滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
- (2) 新成人若しくは30歳以下の者に対し、他保険からの加入又は他保険への加入の際の手続方法等を周知し、加入届や資格喪失届の提出を勧奨する。
- (3) 資格証明書発行における弁明の機会との付与手続を活用し、生活保護申請が必要な被保険者の発見に努め、資産状況、収入状況を把握して、早期に生活保護の申請を勧奨する。
- (4) 時効完成前に、納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処分を行う。
- (5) 官報等により、自己破産手続開始者、民事再生手続完了者の発見に努め、迅速に不納欠損処理を行う。
- (6) 留学生等の滞納状況を把握し、受け入れ先と協力して納付勧奨を行う。
- (7) 所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税に努める。
- (8) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度を国保加入者への周知を行う。

2 徴収方法の改善等

- (1) 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納整理を実施する。
- (2) 納期内未納者については、すみやかに電話催告及び分割納付を勧める。
- (3) 年2回の収納強化週間を設置し、国保担当職員による一斉電話催告、徴収訪問等を組み合わせた効果的な収納対策を実施する。
- (4) 口座振替推進月間を設け、口座振替の利点等をパンフレットにて広報し、口座振替率の向上を図る。
- (5) 少額納付者に対し、臨戸訪問等で生活状況を把握し、定期的な納付や増額要請を実施する。

3 滞納処分の実施

- (1) 悪質滞納者について毅然とした態度で臨み、滞納処分を実施する。
- (2) 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住確認及び財産調査を行う。
- (3) 預貯金調査、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、すみやかに滞納処分を実施する。